

令和8年度「みえの食レップ」業務委託仕様書

1 目的

「みえの食輸出支援窓口」を設置し、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（以下「協議会」という。）で会員の販路拡大に向けた活動をサポートするほか、商談会の開催による商談機会創出や、海外における日本産農林水産物及び食品の流通に関する情報提供等を行うことで、三重県産農林水産物等（加工品（食品及び真珠製品に限る）を含む）の販路拡大に繋げ、県内農林水産業及び食品製造業の活性化を図ることを目的とする。

2 業務名称

令和8年度「みえの食レップ」業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

① みえの食輸出支援窓口の設置（のべ30件程度の相談対応を想定）

会員の輸出に向けた取組をサポートできるよう、海外との接触が可能な専門家を配置した「みえの食輸出支援窓口」を設置し、取引提案から成約に至るまでの過程において障壁となる事項（実務知識や語学力の不足等）に対し、知識の教授やアドバイスを行うこと。

ア) 専門家の配置（5名以上）

海外との接触が可能な専門家を配置すること。台湾、ASEAN 諸国、中東諸国、米国に対応できる専門家は必須とし、その他 EU 諸国等の多様な国に対応できるよう配置すること。

イ) 支援内容

- ・ 会員が抱えている輸出上の課題にともに向き合い、解決策を提案すること。商品に合った売り込み先や商品提案の仕方など、専門的な知見から商品特徴をふまえたアドバイスを行うこと。
- ・ 商談に必要な i)商品提案シート、ii)商品 PR 資料、iii)価格表の作成等、会員の商談関係資料の作成支援をすること。支援時には、資料のレイアウトや記載項目のアドバイス、翻訳対応など、幅広く対応すること。
- ・ 三重県等が開催する商談会に会員が参加するにあたり、あらかじめ相談を受けた場合は、商談会前後のサポートをはじめ、場合によっては同席するなど会員に応じた対応を行うこと。

ウ) 相談内容の進捗把握と報告

- ・ 会員から相談のあった内容については、具体的な商談の経過とともに相談内容を記録し、その後の商談の進捗を把握すること。
- ・ 商談資料作成支援については、資料作成支援の成果を事務局へ報告すること。

② 伴走型支援（3会員程度を想定）

輸出初心者の方の商談力向上のため、会員を対象に募集を行い、個々の課題やニーズに寄り添った支援プログラムを作成し、プログラムに基づいた伴走型支援を実施すること。なお、当支援については、①の相談対応件数に含めることができる。

③ 情報の提供（1回/月以上）

海外における日本産農林水産物及び食品の流通状況や輸入規制などの最新の実態を把握し、「みえの食レップ通信」として会員及び協議会（事務局である三重県）へ情報提供すること。

④ セミナーの開催

会員の輸出促進に係るセミナーを開催すること。なお、セミナーは、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会総会（令和8年5月29日に三重県内で実施）の場で現地開催またはオンラインシステムを利用した開催とする。

⑤ 個別商談会の開催（のべ30会員程度の参加を想定）

有望な海外に販路を持つバイヤーを選定し、会員を対象とした個別商談会を以下のとおり開催すること（合計3回以上）。

- ア) バイヤーを三重県内に招聘する商談会：1回以上
- イ) オンラインシステムを利用する商談会：1回以上
- ウ) 台湾現地で開催する商談会：1回

各商談会は、以下の条件を踏まえたものとする。

- ・ ア) バイヤーを三重県内に招聘する商談会、イ) オンラインシステムを利用する商談会は、①の相談状況や②の支援状況を踏まえ、多くの会員が参加できる国・地域を対象とすること。
- ・ 商談に通訳が必要な場合は設置すること。
- ・ バイヤーは幅広い分野から選定すること。
- ・ 商談に必要な i)商品提案シート、ii)商品 PR 資料、iii)価格表の作成等、事業者に対して必要な支援を行うこと。
- ・ 商談後は見積書等の書類作成、外国語によるコミュニケーション支援、貿易対応等販路の構築に向け必要な支援を行うこと。
- ・ 継続的な取組、今後の商品改善等につなげられるよう、必要に応じてフェア等のイベントについても検討し対応すること。

- ・ 商談の成約状況を取りまとめるとともに、その後の取引状況を把握するなど、会員の継続的な商談機会の獲得に向けた支援を行うこと。
- ・ 商談前後の個別相談及び商談資料作成支援等については、①相談対応件数に含めることができる。

さらに、ウ) 台湾現地で開催する商談会は、以下の条件も踏まえること。

- ・ 事務局と相談のうえ、三重県物産展開催日（台中市内で令和9年1～2月のうち3日間開催を予定）の前後で日程調整すること。
- ・ 台北または台中市内で試食調理ができる商談会場を確保すること。
- ・ バイヤーを3社以上招聘すること。
- ・ 商談当日は、現地にて1名以上が調整役として従事すること。
- ・ 渡航に係る費用及び商品サンプル費用等は参加会員が負担するものとする。

⑥ その他

上記①から⑤に定めのない事項や協議会（事務局である三重県）が必要と認める事項に関しては、協議会と協議して実施するものとするとともに、誠意をもって最善で的確な助言と提言及び支援を行うこと。

(2) 月間業務報告書の提出

毎月の委託事業活動を記録するとともに、みえの食輸出支援窓口の利用状況（相談内容）について、以下のとおり実績及び成果を報告すること。

なお、令和9年3月分の当報告書は、後述の年間業務報告書に含めるものとする。

- ① 提出方法：電子データ（Word）で提出
- ② 提出期限：翌月10日まで

(3) 年間業務報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を協議会に提出するものとする。

記載内容は、相談等のあった各会員への助言内容及びその経緯やその他商談結果等を盛り込むこととする。

- ① 提出方法：電子データ（Word）で提出
- ② 提出期限：履行期限である令和9年3月12日（金）まで

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、協議会と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下

- 「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに協議会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち協議会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって協議会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに協議会に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協議会と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会規約」によるものとする。

7 担当部局連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 事務局

三重県 雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：清水口、田上

電話：059-224-2336 FAX：059-224-3024 電子メール：export@pref.mie.lg.jp